

## 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

防災課

### 1 調査の趣旨等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、わが国はこれまで幾多の大地震による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模な地震の発生が懸念されています。

そうしたなか、庁舎、消防署、学校などの地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等は、多数の方々の利用が見込まれるほか、災害発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所となるなど、防災拠点として重要な役割を果たすものであり、これらの施設等の耐震化は極めて重要です。

消防庁では、平成13年度から地方公共団体が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等の耐震率等の調査を実施しており、このたび、平成26年度末時点の調査を行い、結果を取りまとめました。

### 2 調査結果

#### (1) 平成26年度末耐震率：88.3%（図1）

平成26年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で19万212棟あります。このうち16万7,952棟の耐震性が確保されており、耐震率は88.3%となります。前回調査（平成25年度末：85.4%）と比較すると、2.9ポイント上昇しました。

なお、本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。

「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

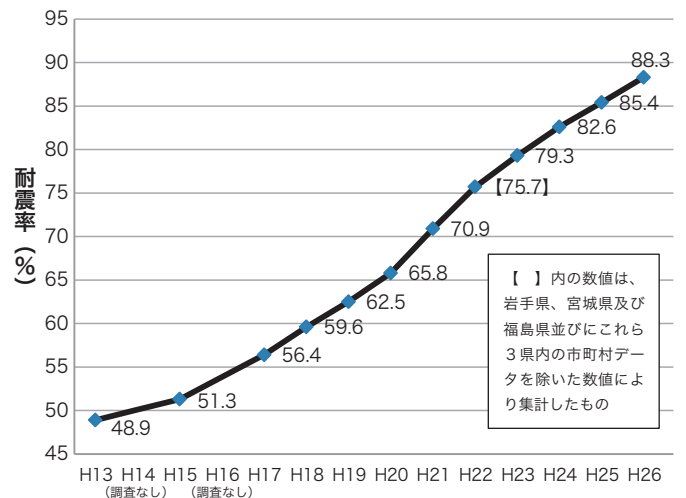
- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降

の新耐震基準で建築された建築物

- ② 耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物

調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



#### (2) 耐震率の高い都道府県

耐震率の高い上位3都道府県は、次のとおりです（括弧内は平成25年度末の数値）。

- 1 東京都 97.9% (96.7%)
- 2 静岡県 95.6% (94.7%)
- 3 三重県 94.8% (94.1%)

都道府県別では、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の都県が、上位に多くなっています（強化地域内の都県：東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）。

#### (3) 耐震率の高い施設

耐震率の高い上位3施設は、次のとおりです（括弧内は平成25年度末の数値）。

- 1 文教施設（校舎・体育館） 94.6% (91.2%)
- 2 消防本部・消防署所 86.1% (83.8%)
- 3 診療施設 85.2% (82.4%)

また、施設別の耐震率は、表1のとおりです。

表1 施設別の耐震率（都道府県+市町村）

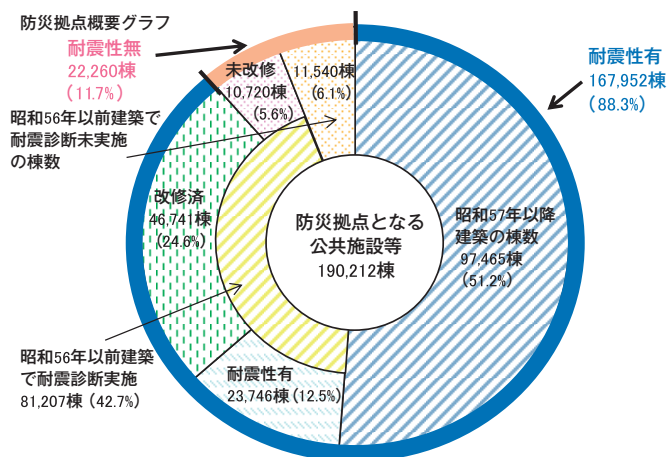
	全棟数			昭和56年以前建築の全棟数に占める割合 C	耐震診断実施棟数 B	改修の必要がない棟数(耐震性有) E	改修の必要がある棟数 F	改修済の棟数 G	平成26年度耐震済の棟数 H	平成26年度耐震率 H/A
	A	昭和57年以降建築の棟数 B	昭和56年以前建築の棟数 C/A							
1 社会福祉施設	20,977	11,929	9,048	43.1%	6,573	3,577	2,996	1,830	17,336	82.6%
2 文教施設（校舎・体育館）	110,475	48,656	61,819	56.0%	60,903	15,513	45,390	40,290	104,459	94.6%
3 庁舎	8,707	4,317	4,390	50.4%	3,452	919	2,533	1,276	6,512	74.8%
4 県民会館・公民館等	16,173	9,978	6,195	38.3%	3,676	1,414	2,262	968	12,360	76.4%
5 体育館	4,933	3,053	1,880	38.1%	1,220	319	901	489	3,861	78.3%
6 診療施設	2,876	2,097	779	27.1%	522	210	312	143	2,450	85.2%
7 警察本部・警察署等	5,294	3,517	1,777	33.6%	1,034	336	698	447	4,300	81.2%
8 消防本部・消防署所	6,140	4,100	2,040	33.2%	1,494	678	816	510	5,288	86.1%
9 その他	14,637	9,818	4,819	32.9%	2,333	780	1,553	788	11,386	77.8%
合計	190,212	97,465	92,747	48.8%	81,207	23,746	57,461	46,741	167,952	88.3%

#### (4) 耐震性が確保されている棟数の内訳（図2）

耐震性が確保されている16万7,952棟の内訳は、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…9万7,465棟
- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万3,746棟
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物…4万6,741棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



### 3 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

調査結果から、防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進んでいることが分かりますが、依然として耐震性が確保されていない施設が見られることから、各地方公共団体においては、当該施設の耐震診断や診断結果に基づく耐震改修など耐震化の取組をより一層推進することが望まれます。

公共施設等の耐震化に要する経費については、緊急防災・減災事業債（充当率100%、普通交付税の基準財政需要額への算入率70%）の対象としており、消防庁では、特に消火、救急・救助活動の拠点となる消防本部・消防署所については、緊急防災・減災事業債の事業期間である平成28年度までの耐震化に取り組むよう、地方公共団体の取組を支援していきます。

※防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成27年12月）リンク先

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/12/271204\\_houdou\\_1.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/12/271204_houdou_1.pdf)

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係  
TEL: 03-5253-7525